

# 食品安全委員会第830回会合議事録

1. 日時 令和3年8月31日（火） 14：00～15：09

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬5品目

ピコキシストロビン

エトフェンプロックス

グルホシネート

テトラコナゾール

フロメトキン

（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬第四専門調査会における審議結果について

・「イプロジオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「スルホキサフロル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フルアジナム」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「クマホス」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「アンピシリン」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「フェノキシメチルペニシリン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「DSM32805株を利用して生産されたキモシン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAN006株を利用して生産されたリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAo003株を利用して生産されたリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年

度) (案) について  
(6) その他

#### 4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 小池残留農薬等基準審査室長

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、  
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、  
藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

#### 5. 配付資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について<ピコキシストロビン>
- 資料1-2 食品健康影響評価について<エトフェンプロックス>
- 資料1-3 食品健康影響評価について<グルホシネート>
- 資料1-4 食品健康影響評価について<テトラコナゾール>
- 資料1-5 食品健康影響評価について<フロメトキン>
- 資料1-6 「ピコキシストロビン」、「エトフェンプロックス」、「グルホシネート」、「テトラコナゾール」及び「フロメトキン」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料2 農薬第四専門調査会における審議結果について<イプロジオン>
- 資料3 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<塩化ジデシルジメチルアンモニウム>
- 資料4-1 農薬評価書(案)スルホキサフロル(第2版)
- 資料4-2 農薬評価書(案)フルアジナム(第3版)
- 資料4-3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<クマホス>
- 資料4-4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アンピシリン>
- 資料4-5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フェノキシメチルペニシリン>
- 資料4-6 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<DSM32805株を利用して生産されたキモシン>
- 資料4-7 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果につ

いて<JPAN006株を利用して生産されたリパーゼ>

資料4-8 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<JPA0003株を利用して生産されたリパーゼ>

資料5 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）（案）について

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第830回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第830回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は17点ございます。

資料1-1から1-5までがいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料1-6が「『ピコキシストロビン』、『エトフェンプロックス』、『グルホシネート』、『テトラコナゾール』及び『フロメトキン』の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料2が「農薬第四専門調査会における審議結果について」、資料3が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」、資料4-1が「農薬評価書（案）スルホキサフロル（第2版）」、資料4-2が「農薬評価書（案）フルアジナム（第3版）」、資料4-3から4-5までが「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-6から4-8までが「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料5が「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）（案）について」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和3年7月1日の委員会資料1の確認書を確認し

ましたところ、松永委員から、本日の議事次第の（１）のピコキシストロビンについて、申請者の依頼によりインタビューを受け、同社ウェブサイト上に農薬・添加物等のリスクに関するインタビュー内容が掲載され、依頼者から報酬を受領した旨、報告されております。

また、それ以外につきましては、令和３年７月１日の委員会資料１の確認書を確認しましたところ、本日の議事について委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの報告及び令和３年８月２４日に開催された第８２９回食品安全委員会における松永委員からの補足説明を踏まえたと、松永委員は、本品目について、同委員会決定２の（１）に挙げる場合のうち⑥の「その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合」に該当すると認められます。そのため、松永委員は、本品目の調査審議に参加しないということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

また、それ以外の確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料１－１から１－５までにありますとおり、厚生労働大臣から８月２５日付で農薬５品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬５品目について、厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○小池残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の小池でございます。よろしくお願いいたします。

今、御説明いただきましたとおり、資料1-1から1-5の5品目についての説明をさせていただきます。資料1-6に情報をまとめてございますので、資料1-6に従って説明をさせていただきたいと思っております。1-6を開けていただけますでしょうか。1枚目に書いてありますこの5品目についてでございます。

めくっていただいて、別添1、1剤目、農薬「ピコキシストロビン」でございます。本件につきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途としては殺菌剤でございまして、日本においては、農薬として、はくさい、キャベツなどに農薬登録されているものでございます。今回、はなやさい類への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は、小麦、大麦などに設定されております。また、諸外国においては、米国で小麦、畜産物、欧州ではレタスなどに基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで3回御評価をいただいております。ADIが0.046、ARFDは0.2と設定されております。既に御評価いただいているブロッコリーの作物残留試験の結果に基づき、カリフラワー等の基準を設定する予定にしております。その関係から、追加のデータはこの間ございません。

次です。めくっていただいて、2剤目、農薬「エトフェンプロックス」でございます。本件につきましては、インポートトレランスによる残留基準設定の申請、また、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤として、日本においては農薬として、稲、ももなどに農薬登録されております。今回、麦類、かんきつへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はりんごやぶどうなどに設定されてございます。また、諸外国において、米国で米、畜産物、欧州でりんご、ぶどうなどに基準値が設定されています。今般、まくわうりについてインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会での評価等については、これまで5回評価をいただいております。ADIが0.031、ARFDは1と設定されてございます。

次の品目です。3剤目、農薬「グルホシネート」でございます。本件につきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤として、日本においては、農薬として、りんご、さといもなどに農薬登録

されており、今回、さとうきびへの適用拡大申請がなされてございます。

また、国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされておりまして、国際基準はばれいしょ、にんじんなどに設定されています。また、諸外国においては、米国でりんご、バナナ、欧州でばれいしょ、トマトなどに基準値が設定されています。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで3回評価いただいており、ADIが0.0091と設定されています。

続きまして、4剤目でございます。農薬「テトラコナゾール」でございますが、本件につきましては、インポートトレランスによる残留基準設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺菌剤でして、日本においては、農薬としてりんご、てんさいなどに農薬登録されています。

また、諸外国の基準については、米国でとうもろこし、小豆類、欧州でぶどう、トマトなどの基準値が設定されています。今回、とうもろこし、小豆類などについてインポートトレランス申請がなされています。

食品安全委員会での評価等ですが、これまでに2回評価いただいておりまして、ADIが0.004、ARFDが0.05と設定されてございます。

続きまして、最後の品目です。5剤目、農薬「フロメトキン」でございます。本件については、農林水産省から農薬取締法に基づく残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。日本においては農薬として、なす、トマトなどに農薬登録がなされています。今回、にんにく、ししとうなどへの適用拡大申請ときゅうりへの新規登録申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価が行われておりません。食安委の評価ではこれまで2回評価いただいておりまして、ADIは0.008、ARFDは0.044となっております。

最後になりますが、別添2といたしまして、食品安全委員会に評価を2回目以降お願いするものにつきましては、追加提供の状況について、ここに記載のとおり列記しております。

厚生労働省からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

まずはピコキシストロビンについて調査審議をいたします。ピコキシストロビンにつきましては、冒頭に申し上げたとおり、松永委員は調査審議に参加いたしません。

ただ今の説明の内容のうち、ピコキシストロビンについて御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

厚生労働省から御説明いただいた農薬「ピコキシストロビン」につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

農薬「ピコキシストロビン」の評価結果については、令和元年5月28日付で厚生労働大臣宛てに通知しております。

ただ今の厚生労働省の説明を聞いた限りにおいては、同委員会決定の1の(1)の規定の委員会が関係各大臣から提出された資料等により、新たな科学的知見の存在を確認できないときに該当するものと認められます。よって、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知するという事によってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

ここで、松永委員には調査審議にお戻りいただきたいと思います。

引き続き、ピコキシストロビン以外の4剤の調査審議に入ります。先ほどの説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

先ほど厚生労働省から御説明いただいた農薬「エトフェンプロックス」、「グルホシネート」、「テトラコナゾール」及び「フロメトキン」の4品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

次に、農薬4品目については、いずれも今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いします。

○浅野委員 農薬「テトラコナゾール」及び「フロメトキン」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

また、農薬エトフェンプロックス及びグルホシネートにつきましては、家畜代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思

られます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の浅野委員からの説明によりますと、農薬「テトラコナゾール」及び「フロメトキン」につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定する。農薬「エトフェンプロックス」及び「グルホシネート」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「エトフェンプロックス」につきましては、農薬第三専門調査会において、農薬「グルホシネート」につきましては、農薬第二専門調査会において審議することといたします。小池室長、どうもありがとうございました。

## (2) 農薬第四専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「農薬第四専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、ジカルボキシイミド系殺菌剤である「イプロジオン」につきまして、資料2に沿って説明いたします。

まず、6ページを御覧ください。ここに要約を示してありますけれども、各種毒性試験結果から、本剤の投与による影響としましては、主に体重増加抑制、イヌにおける赤血球ハイツ小体、マウスにおける肝細胞肥大、副腎皮質球状帯細胞肥大、ラット及びマウスにおける精巢間質細胞過形成等が認められました。なお、催奇形性、遺伝毒性は認められませんでした。

発がん性試験におきましては、ラットで精巢間質細胞腫の発生頻度の増加が、そして、マウスで肝細胞腫及び肝細胞がんの発生頻度の増加がそれぞれ認められました。それぞれの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

2世代繁殖試験におきまして、平均産児数及び生後生存児数の減少が認められておりま

す。

農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質は、イプロジオン（親化合物のみ）と設定されています。

許容一日摂取量（ADI）の設定につきましては、6ページの下から3段目に記載されておりますが、各試験で得られた無毒性量または最小毒性量のうち最小値はイヌを用いた1年間慢性毒性試験①の雄における無毒性量4.12 mg/kg 体重/日でした。仮にこれを根拠として安全係数100で除した場合、ADIとして0.041 mg/kg 体重/日が算出されます。一方、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は6.1 mg/kg 体重/日でした。この試験を根拠に、追加の安全係数3を考慮しますと、ADIは0.02 mg/kg 体重/日となり、イヌを用いた1年間慢性毒性試験①を根拠としました先ほどの0.041 mg/kg 体重/日より低い値となることから、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄の最小毒性量を用いてADIを設定することが適切であると判断されました。

したがって、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄の最小毒性量、ちなみにこのとき認められた毒性所見が副腎皮質の細胞空胞化でありますけれども、この最小毒性量である6.1 mg/kg 体重/日を根拠としまして、安全係数300、これは種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによります追加係数3で除しました0.02 mg/kg 体重/日がADIとして設定されました。

さらに、急性参照用量（ARfD）ですが、イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の無毒性量の90 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に影響が認められない用量における胎児の小型胎児数増加及び体壁-臓器間空隙増加であったことから、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）は、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.9 mg/kg 体重が設定されました。一方、一般の集団に対しては、無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性毒性試験①の最小毒性量、900 mg/kg 体重であり、無毒性量が得られませんでした。ラット及びマウスを用いた急性毒性試験結果を総合的に判断し、無毒性量がカットオフ値、この場合は500 mg/kg 体重となりますけれども、これ以上と考えられたことから、ARfDは設定する必要がないと判断されております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、事務局から補足の説明をさせていただきます。

まず、本農薬の審議の経緯につきまして、資料の4ページを御覧ください。真ん中ぐらい、ポジティブリスト制度及び残留基準設定関連の部分でございます。今回が初版となります。2013年3月、2021年2月に厚生労働省から要請事項の説明がございまして、本年5月及び6月の農薬第四専門調査会にて審議いただいた後、本日、御報告するものでござい

ます。

本農薬の概要に関しまして、8ページを御覧ください。用途は殺菌剤でございます。

構造式は6.にお示したとおり、ジカルボキシイミド系でございます。植物病原菌の細胞膜中で浸透圧信号伝達系をかく乱することにより殺菌効果を示すと考えられております。

国内では1979年に初回農薬登録されまして、海外では、米国、カナダ等で登録されております。

今回、非結球レタスへの適用拡大申請がございました。

10ページから安全性に係る試験の概要でございます。「1.動物体内運命試験」でございますけれども、ラットで3つの試験が実施されておりますが、12ページのラット②の試験を御覧いただきますと、吸収率に関しましては、低用量単回投与群で少なくとも53.7%、高用量単回投与群で43.5%とされております。

その下の分布でございますが、体内に広く分布し、肝臓、腎臓、腹部脂肪などで比較的高濃度の残留放射能が検出されております。

次に、14ページの表6を御覧いただきますと、主要代謝物について記載がございます。主要代謝物といたしましてI、W、糞中でH、I等が認められております。

排泄に関しては、14ページのその下になりますけれども、投与後48時間で79.8%TAR以上、投与後168時間で91.4%TAR以上が尿及び糞中に排泄されたとなっております。

次に、17ページから畜産動物を用いました動物体内運命試験の記載がございます。17ページにウシ、20ページからヤギ、22ページからニワトリの試験が実施されております。ウシでは代謝物I、W、ヤギでは代謝物I及びY、ニワトリではI、Q、V及びZと未知物質がそれぞれ10%TRRを超えて認められておりますが、未知物質につきましては、予想飼料最大負荷量における残留値はわずかと考えられたとされております。

続きまして、24ページから植物体内運命試験の結果がございます。24ページから水稲、26ページから小麦、28ページからレタス、29ページから落花生、31ページからいちご、34ページからももの試験が実施されております。これらの結果から、未変化体のほか、代謝物IとLが10%TRRを超えて認められております。

続きまして、40ページから作物等残留試験の結果がございます。(1)作物残留試験の結果、可食部における最大残留値は、イプロジオンはみかん(果皮)の23.9mg/kg、代謝物Lにつきましては、みかん(果皮)の0.92mg/kgとなっております。

また、その下、畜産物残留試験につきましても実施されております。

ばく露量につきましては、本剤はいわゆるポジ剤でございますので、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順について」に基づきまして、今回の評価結果を踏まえて暫定基準の見直しが行われる際に厚労省から報告を受け、確認することとしております。

42ページから急性毒性試験の結果がございます。表32に原体の急性毒性試験の結果がま

とめられておりますけれども、先ほど委員から説明がございましたとおり、食品健康影響評価においては、急性毒性試験を総合的に判断しまして、一般集団に対してはARFDは設定する必要がないと判断されております。

続きまして、52ページをお開きください。「11. 慢性毒性試験及び発がん性試験」の(1)イヌの慢性毒性試験①でございますけれども、こちらにおきまして先ほど委員から御説明がありましたとおり、無毒性量4.12 mg/kg 体重/日が得られております。

続きまして、54ページの(4)ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験②でございますけれども、こちらにおきまして、先ほど委員から御説明がありましたとおり、最小毒性量6.1 mg/kg 体重/日が得られております。

続きまして、56ページ、マウスの99週間発がん性試験でございますが、先ほど委員からの説明にありましたとおり、こちらの試験で肝細胞腺腫の発生頻度に有意な増加が認められたということでございますけれども、これらの発生メカニズムに関しましては、後ほど考察がなされております。

続きまして、58ページの「12. 生殖発生毒性試験」でございます。

59ページの(2)2世代繁殖試験(ラット)でございますけれども、先ほど委員から説明がありましたとおり、平均産児数及び生後生存児数の減少が認められておりまして、繁殖能に対する無毒性量は1,000 ppm投与群とされております。

続きまして、60ページからの発生毒性試験でございますが、ラット、ウサギともいずれも催奇形性は認められておりません。

61ページの発生毒性試験(ラット)②でございますけれども、こちらの試験の結果が先ほど委員から御説明がありましたとおり、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARFDの根拠とされたものでございます。

63ページから遺伝毒性試験がございますが、いずれも陰性でございますして、遺伝毒性はないと考えられております。

65ページから肝腫瘍発生機序検討試験が行われております。

68ページの下の方にそのまとめがございまして、得られた試験結果から発生機序を明らかにすることはできないと考えられたとされております。

また、69ページから精巣腫瘍発生機序検討試験、種々の試験が行われておりまして、80ページの下の方にそのまとめがございます。

めくっていただきまして、81ページの上から2パラ目にまとめて記載されておりますけれども、テストステロン濃度の減少と性ステロイドホルモンの分泌に影響を及ぼした結果、ネガティブフィードバック機構の解除によりLH濃度が増加して、持続的なLH刺激が精巣間質細胞腫を増加させた可能性が示唆されているとまとめております。

82ページから食品健康影響評価でございますが、先ほど委員から御説明があったとおりでございますして、ADIにつきましては0.02 mg/kg 体重/日、ARFDにつきましては一般集団に対しましては設定の必要がなく、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対しては

0.9 mg/kg 体重とされております。

以上、よろしければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとしたいと思います。

### (3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、動物用医薬品専門調査会におきまして評価を終了しました資料3の「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」につきまして、概要を御説明いたします。

今回評価を行いました塩化ジデシルジメチルアンモニウムにつきましては、海外評価機関でのADIの設定がございます。その評価につきまして検討した結果、食品安全委員会の評価と同等に取り扱うことが可能と考えられる成分です。動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定である「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」に沿って、塩化ジデシルジメチルアンモニウムのポジティブリスト制度導入以来のリスク管理について検討した結果、本成分の現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量が当該評価機関において設定されましたADIの値を超えない成分であることから、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおきましては、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。

事務局より補足の説明をよろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 それでは、資料3に基づきまして、事務局より補足の説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。本成分は、消毒剤でございまして、国内外で家畜の体の洗浄消毒などに用いられております。

食品健康影響評価に沿って御説明しますと、海外での評価は、ADIがEFSA及びEPAともに0.1 mg/kg 体重/日と設定されております。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児で0.00028 mg/kg 体重/日と設定されております。したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EFSA及びEPAのADIの値を超えないことから、塩化ジデシルジメチルアンモニウムは動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定でございまして、ここに記載されております評価の考え方についての3の(1)に該当する成分であると判断されまして、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度としているところでございます。

以上、よろしければ、明日、9月1日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございまして。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

#### (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬2品目「スルホキサフロル」及び「フルアジナム」についてです。

本農薬2品目は、本年7月6日の第824回委員会会合において、厚生労働省から評価要請があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することといたしました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 本件につきまして、本委員会で直接審議いただくため、評価書案を提出しております。評価申請があった際の会合において説明したとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、事務局から補足の説明をさせていただきます。

資料4-1を御覧ください。スルホキサフロル（第2版）でございます。

審議の経緯につきまして、4ページを御覧ください。第2版関係でございます。未成熟とうもろこし、もも、小麦、大豆、ほうれんそう、キウイフルーツへの適用拡大、アーティチョーク、マンゴー等へのインポートトレランスの設定要請がございまして、本年7月に要請事項説明があったものでございます。資料を整えまして、本日御審議いただいております。

本農薬の概要につきまして、8ページを御覧ください。用途は殺虫剤でございます。構造式は6.にお示ししたとおりでございまして、スルホキシイミン系の殺虫剤でございます。日本では2017年に初回農薬登録されまして、海外では米国、カナダ等で登録されております。

今回、作物等残留試験の試験成績が提出されておりますので、その点を中心に説明させていただきます。

30ページをお開きください。「6.作物等残留試験」の(1)作物残留試験(国内)でございすけれども、提出された資料に基づきまして、最大残留値を変更しております。

また、その下の(2)作物残留試験(海外)でございすが、参照の資料を追加しております。

おめくりいただきまして、31ページの(4)推定摂取量の表を更新しております。表29でございすけれども、前の版では左から145、80.5、122、169 $\mu$ g/人/日とそれぞれ推定摂取量がなっておりましたが、今回この表のとおり変更しております。

65ページから食品健康影響評価でございます。最初のパラグラフに今回提出された資料について記載をしております。また、真ん中ぐらいのパラグラフで最大残留値を変更しておりますが、ADI、ARfDにつきましては、前版から変更ございません。

続きまして、資料4-2をお手元に御準備ください。フルアジナムの第3版でございます。

審議の経緯につきまして、5ページを御覧ください。第3版関係でございます。かんしょへの適用拡大がございまして、本年7月、厚労省から要請事項説明があったものでございます。これまでにADI、ARfDは審議済みでございます。

本農薬の概要につきまして、13ページを御覧ください。用途は殺菌剤でございまして、構造式は6.にお示ししたとおり、N-フェニルピリジナミン骨格を有するものでござい

す。日本では1990年に初回農薬されており。今回、作物等残留試験の試験成績が提出されたため、その点を中心に御説明いたします。

28ページを御覧ください。「6. 作物等残留試験」の(1)作物残留試験ですが、括弧内の参照に提出された資料を追加しております。

また、29ページの表9でございますけれども、提出された資料に基づきまして推定摂取量の値を更新しております。御参考までに、前版では左側から32.4、21.8、25.3、38.1 $\mu$ g/人/日とそれぞれ推計されておりましたけれども、登録に基づく使用方法による残留試験成績等を用いて再計算を行っているため、推定摂取量は若干減少しております。

54ページから食品健康影響評価でございます。最初のパラグラフに追加資料について記載しております。そのほかADI、ARfDの変更はございません。

以上、2つの農薬に関しまして、既存の評価結果を変更するものではないことから、国民からの意見・情報の募集の募集を行わずに、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、スルホキサフロルの許容一日摂取量(ADI)を0.042 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.25 mg/kg 体重と設定する。フルアジナムのADIを0.01 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.5 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.02 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品「クマホス」についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○石岡評価第二課長 それでは、資料4-3のクマホスについて説明させていただきます。

資料4-3の2ページをお開きください。審議の経緯でございます。本件につきまして

は、動物用医薬品専門調査会で取りまとめていただきました評価書案を7月13日の第825回食品安全委員会に御報告しまして、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものとなります。

次の3ページを御覧ください。本成分は、海外において、みつばちに寄生するダニの駆除に用いられる成分でございます。

食品健康影響評価ですけれども、結論としましては、クマホスは動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定でございます、ここに記載されました評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理措置が採られている限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度としているところでございます。

本件につきまして、国民からの意見・情報の募集を行いました結果が、この資料の最後のページについてでございます。御意見を1通いただいております。

内容につきましては、本成分については全面的に使用を禁止し、残留も一切禁止すべきであり、ADIはゼロとすべきといった趣旨の御意見でございます。

これに対する回答ですけれども、今回の評価は、厚生労働省より、本成分についてADIの適切な算定に必要なかつ十分な資料があるとは言えない状況にあることから、ADIの設定ではなく、現行のリスク管理の妥当性について評価要請を受け、評価を行ったものでありまして、ここに記載の評価の考え方に基づき評価を行いました結果、本成分について現行のリスク管理措置が採られている限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えた旨を説明しているところでございます。

なお、本成分につきましては、食品に含有されるものであってはならないと規定されておりまして、不検出としてリスク管理が行われているものであることから、国内で使用されておらず、食品から仮に検出された場合、流通が禁止されるといったリスク管理措置が既に採られていることについても説明しているところでございます。

以上、クマホスにつきまして、よろしければ、動物用医薬品専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちクマホスは「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理措置が採られている限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品2品目「アンピシリン」及び「フェノキシメチルペニシリン」についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○石岡評価第二課長 それでは、お手元の資料4-4及び4-5に基づきまして、説明させていただきます。

まずは資料4-4、アンピシリンから御説明いたします。

2ページをお開きください。審議の経緯でございます。本件につきましては、肥料・飼料等専門調査会で取りまとめたいただきました評価書案を7月13日の第825回食品安全委員会に御報告しまして、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものとなります。この第825回食品安全委員会以降の経緯につきましては、この後御説明いたします資料4-5のフェノキシメチルペニシリンについても同様のものとなっております。

次に、6ページをお開きください。本成分は、抗生物質として家畜全般に使用される成分でございます。

食品健康影響評価ですけれども、結論としましては、アンピシリンはここに記載のあります評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断されまして、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度としているところでございます。

本件につきまして、国民からの意見・情報の募集を行いました結果を最後のページにつけてございます。御意見を1通いただいております。

内容につきましては、1日当たりの成分摂取量はADIに比してわずかであるとはいえ、薬剤の影響を受けた家畜の肉や乳を摂取するヒトへの影響についても考慮すべきではないかといった御趣旨の御意見でございます。

これに対する回答でございますけれども、食品安全委員会の評価に関する基本的な考え方としまして、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っている旨を御説明しまして、本成分につきましては、ここに記載の評価の考え方にに基づき評価を行いました結果、本成分が家畜に使用され食品に残留する場合のヒトへの影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えたとしているところでございます。

次に、資料４－５のフェノキシメチルペニシリンについて御説明いたします。

５ページをお開きください。本成分は、抗生物質として海外で豚に使用されるものがございます。

食品健康影響評価ですけれども、本成分は、評価の考え方の３の（１）に該当する成分であると判断されまして、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度としているところでございます。

本件について、国民からの意見・情報の募集を行いました結果が最後のページにございます。御意見を一通りいただいております。

内容は、先ほどのアンピシリンと同じ内容でございますので、回答も同じ内容のものとしているところでございます。

以上、資料４－４、資料４－５の２件につきまして、よろしければ、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアンピシリン及びフェノキシメチルペニシリンは、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の３の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等３品目「DSM32805株を利用して生産されたキモシン」、「JPAN006株を利用して生産されたリパーゼ」及び「JPAo003株を利用して生産されたリパーゼ」についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○井上評価情報分析官 お手元の資料４－６から４－８に基づき、御説明をさせていただきます。

きます。

最初に、資料4-6、DSM32805株を利用して生産されたキモシンでございます。

評価書の3ページを御覧いただければと思います。審議の経緯でございます。昨年12月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、同じく昨年12月の専門調査会において御審議をいただき、本年6月の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、7月29日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

5ページの評価対象添加物の概要を御覧いただければと思います。本添加物は、*Aspergillus niger* NRRL3112株を宿主といたしまして、ヒトコブラクダ由来の改変プロキモシン遺伝子を導入して作製された*A. niger* DSM32805株を利用して生産されたキモシンでございます。主にチーズ製造に使用されるものでございます。

14ページに食品健康影響評価結果がございます。ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付をしております。期間中1件の御意見がございました。

内容でございますが、遺伝子組換え品について、中長期的な影響はまだ判断できないはずや、チーズ製造の目的で遺伝子組換え品を使うべきではないといったこと、社内資料を評価に用いるべきではないこと、また、一旦全ての遺伝子組換え品の流入を停止いただきたい、また、単品ではなく複合影響も確認すべきというものでございます。

これに対する専門調査会の回答でございますが、食品安全委員会はリスク管理を行う行政機関から独立をして、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価を行っていること。この食品健康影響評価は、その時点において到達している水準の科学的知見に基づいて行っていることとしております。

食品健康影響評価は、申請者の提出した資料を基に行っておりますが、資料の内容が不足していると判断された場合には、追加試験等のデータを含め、必要な追加資料の提出を求めていること、また、今回の品目については、ここに記載の評価基準に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したこととしております。

また、複合影響については、それぞれ従来品との同等性と安全性を個別に確認することにより、安全性は担保されるものと考えていること。遺伝子組換え食品の流入を停止いただきたいなどの御意見については、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えすることとしております。

今回1件の意見が寄せられておりますが、本件につきまして、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料4-7、JPAN006株を利用して生産されたリパーゼについてでございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本年4月の専門調査会において審議をいただき、本年6月の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果

を報告しております。その後、7月22日まで国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

めくっていただきまして、5ページ、評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主として、*Candida antarctica* DSM3855株由来のリパーゼ遺伝子を導入して作製いたしましたJPAN006株を利用して生産されたリパーゼでございます。トリアシルグリセロールの脂肪酸に作用してエステル交換反応を行うなど、油脂の加工に用いられるものでございます。

食品健康影響評価につきましては、めくっていただきまして15ページになりますが、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。

意見・情報の募集結果につきましては、同じく評価書の最後に参考として添付しております。期間中1件の御意見がございました。

さきに御説明をした品目と同様の御意見をいただいております、これらに対する専門調査会の回答も同様のものとさせていただきます。

今回1件の意見が寄せられておりますが、本件につきまして、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料4-8を御覧いただければと思います。JPAo003株を利用して生産されたリパーゼでございます。

評価書の3ページでございます。審議の経緯についてですが、2019年6月及び本年4月の遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年6月の食品安全委員会におきまして、専門調査会での審議結果を御報告しております。その後、7月22日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

評価書の5ページでございます。評価対象添加物の概要についてでございます。本添加物は、*Aspergillus oryzae* IF04177株を宿主として、*Fusarium oxysporum* DSM2672株由来のリパーゼ遺伝子を導入することで作製されましたJPAo003株を利用して生産されたリパーゼでございます。本添加物は、トリアシルグリセロールのエステル結合を加水分解して脂肪酸を遊離させる酵素であり、製パン工程に使用されるものでございます。

評価書の14ページでございますが、食品健康影響評価結果でございます。本添加物は、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付しております。期間中1件の御意見がございました。

さきに御説明した品目と同様の御意見をいただいております、これらに対する専門調査会の回答も同様のものとさせていただきます。

今回1件の意見が寄せられておりますが、本件につきまして、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「DSM32805株を利用して生産されたキモシン」、「JPAN006株を利用して生産されたリパーゼ」及び「JPAo003株を利用して生産されたリパーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(5) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度） （案）について
---

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）（案）について」です。

まず、担当の脇委員から説明をお願いいたします。

○脇委員 8月18日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催し、食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）（案）について審議を行い、資料5のとおり案を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○高山評価調整官 それでは、資料5を御覧ください。

資料5の1ページの最初の段落を御覧ください。食品安全委員会では、令和元年に5年間に推進すべき研究・調査の方向性を明示いたしまして、ロードマップを策定しております。そのロードマップにおいて、研究、および調査事業の計画的・戦略的实施を図っております。

ロードマップにつきましては、資料5の最後のページの参考資料を御覧ください。横長の概要図でございます。こちらがロードマップの内容でして、もともとは平成22年12月に

食品安全委員会で決定をいただいたもので、令和元年8月に改正がなされております。この位置付けは、10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定しまして、今後5年間に推進すべき研究・調査について、その目標及び方策、道筋を示したものでございます。

今御覧いただいている参考資料の下の段の四角囲みで囲ってある左側に、その具体的な内容の記載がございます。概要の1つ目の◎の箇所、研究・調査の方向というところ、(1)から(3)までございますが、これが具体的な研究調査事業の柱とされております。そのうちの1つ(1)危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積、2つ目として(2)健康影響発現メカニズムの解明、3つ目として(3)新たなリスク評価方法等の活用の3つの柱でございます。この3つの柱に基づいた優先課題の案を今回取りまとめたいただきました。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、1ページ目の中ほどにあります四角囲み1が、先ほど申し上げた1つ目の柱に該当いたします。「ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」でございます。この1つ目の柱の中では研究事業を5つほど課題案として設定いただきました。1つ目が(1)加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化に関する研究でございます。2つ目として(2)食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究でございます。3つ目として(3)鉛ばく露の実態及びその健康影響等に関する研究。4つ目として(4)鶏肉中のカンピロバクターのリスク評価手法に関する研究。5つ目として(5)アニサキスに起因する食中毒のリスク低減効果の評価手法に関する研究でございます。

2つ目の柱の内容につきまして、3ページ目を御覧ください。2の四角囲み「健康影響発現メカニズムの解明」でございます。こちらでは2つの研究事業の課題案が設定されております。1つ目が(1)食品中の微量化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムに関する研究。2つ目として(2)食品中の化学物質のリスク評価の精緻化に関する研究でございます。

3つ目の柱、3の四角囲み「新たなリスク評価方法等の活用」でございますが、その中では「研究事業」が1つ、「調査事業」が2つ設定されております。研究事業のほうは、食品中の化学物質に関する体内動態を考慮した毒性評価手法に関する研究でございます。調査事業は2つございまして、1つが(1)農薬の再評価に係る諸外国の状況調査でございます。2つ目が(2)地方公共団体・食品事業者における食品安全に関する調査でございます。

以上が3つの柱の具体的な課題案になりますが、それ以外に、4ページ目を御覧ください。四角囲み4「その他」とありますが、これは例年同時に募集しているものでございますが、この3つの柱の研究課題以外で食品健康影響に関する研究についても幅広く若手を含む研究者から提案を求めまして、その中からリスク評価に有用な研究課題がございましたらば、それを採択し、研究いただくということを今回もできたらと考えております。

そして、(2)のところでもありますが、それ以外にも緊急的に、かつ必要だと認めら

れる課題が生じた場合には、そのときに公募をするというものでございます。

以上が来年度の優先実施課題の案でございます。もし、このたびお認めいただいた場合には、来月、そして再来月の10月にかけて、公募をかけたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それでは、食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）（案）については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(6) その他
---------

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、9月7日火曜日14時から開催を予定しております。

また、9月3日金曜日14時及び15時から「肥料・飼料等専門調査会」がウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第830回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。